

顧問契約の勧め



事業者の皆様と、一件限りで契約し事件が終了すれば関係終了となる場合（単発型）と、顧問契約を締結して毎月の顧問料（当事務所の場合は1か月3万円～）をいただき、日々のご相談には基本的に無料で対応させていただきながら、万一トラブルが発生した場合にはその案件の契約をして対応させていただく場合（顧問契約型）があります。

顧問契約の場合、気軽に相談し合える環境を創出するとともに、対面相談が必要な場合には、弁護士の方から顧問先に出向くようにしています。夜間・週末対応も行います。また、日々多忙な社長に配慮し、必要に応じて、社長の片腕となっている幹部社員の方とも信頼関係を築くようにし、日々の相談については幹部社員の方と、重要論点については社長というように、顧問先の組織構造や人間関係にも目配りしながら、機動的に動くように努めています。また、弁護士がもっている他土業ネットワークも十分に活用し、単に法的対応に限局されないように気を付けています。顧問契約の年数を重ねていく中で、顧問先と各取引先との関係性や組織内の人間関係や人柄についても理解を深められるようになってきます。このことにより、顧問先との深い対話と傾聴が可能になり、これによる総合的なリスクとその回避・軽減方法の提案と解決が可能になり、企業の持続的成長が可能になります。

顧問契約の卓越性は明らかであり、特に事業がある規模となったのであれば、信頼できる弁護士との間に顧問契約を締結することをお勧めします。

弁護士 池永 知樹

information

法律相談

当事務所では毎日法律相談を実施しています。
当事務所をはじめご利用される方は、ご相談（30分）無料です（2回目以降のご利用・継続相談の場合は、30分5,500円（税込）を承ります。お気軽にご相談ください。
お電話にてご予約をお願い致します。



- ◆電話番号◆ **048-965-2600**
- ◆受付時間◆ 9:15～18:00（土日祝日を除く）
- ◆相談時間◆ 平日
 - ①10:00～ ②11:00～③13:30～
 - ④14:30～⑤15:30～ ⑥16:30～
 夜間をご希望の方：火・木曜日のみ
※各相談時間は30分程度を予定しています。

- ・キッズスペースをご用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。
- ・ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。
- ・メールでの法律相談受付もしています。ホームページをご確認ください。

埼玉東部法律



〒343-0816
埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階

～Saitama Tobu Law Office～

埼玉東部法律事務所

vol.47
2025.1

埼玉東部法律事務所 〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階 URL: <http://saitamatobu-law.jp/>

CONTENTS

- 弁護士近況
- トピック：春日部学童住民訴訟
- 特集 1：「生業訴訟」まだまだがんばっています
- 特集 2：「真の自由を勝ち取るために」～袴田事件無罪判決



Photo: Shinichi Kawasaki

初春の候、みなさまにはご壮健にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。
昨年10月、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞したニュースは、草の根の運動で核兵器のない世界の実現のために日々努力を積み重ねてきた方々に対し、国際的な敬意とエールを送るものになりました。イスラエルとパレスチナ、ロシアとウクライナなど、世界各地で復讐、報復の連鎖が続く中、戦争の惨禍を体験した当事者の団体が、報復ではなく平和的解決を望む活動を続けています。平和のあり方をこれほど深く考えさせられることはありません。人権擁護の実現を本分とする私たちも、その下支えとしての役割を果たせるよう、日々活動してまいります。
今後とも、みなさまから変わらぬお力添えを賜りますよう、何卒、お願い申し上げます。

運営委員長 弁護士 齊藤 耕平

- | | |
|-----------|-----------|
| 弁護士 佐々木新一 | 弁護士 小木 出 |
| 弁護士 山越 悟 | 弁護士 北川 浩司 |
| 弁護士 池永 知樹 | 弁護士 野口 千晶 |
| 弁護士 川崎 慎一 | 弁護士 根本 明子 |
| 弁護士 田中 浩介 | 弁護士 古谷 直樹 |
| 弁護士 齊藤 耕平 | 事務局一同 |

「顧問」になりました。今年もよろしく



弁護士
佐々木 新一

Sasaki Shinichi

安保違憲訴訟の上告が棄却・不受理された4月25日以降、参加する弁護団事件の会議・法廷も限定されていますので、事務所への出勤も不定期となりました。わがままな時間を過ごしています。医療機関はかけ持ちですからスケジュールはまず通院日から埋まっています。

北杜夫氏のドクトルものを読んで急に茂吉が読みたくなり、『楡家の人々』(北杜夫)や『斎藤茂吉ノオト』(中野重治)など関連本を幾冊か読みました。瞬間湯沸かし器的茂吉像とあの美意識との統一の不思議さや、関東大震災直後の自警団と朝鮮人虐殺に至るドキュメンタリックな描写などに優れた文学の力を考えさせられます。確かに、評価されるに十分な作品だと思います。手元の本を読み返す機会が多いのですが、10年前の本が読み直すと耐えない一方で、数十年前の本が以前には認識できなかった深い提起を示していることにぶつかります。おかげさまで当分の間飽きないと思います。

事務所では長い間お世話になりました。今年からは「顧問」という立場を与えていただきました。後輩の邪魔にならない範囲で右往左往していきます。引き続きよろしくお願ひします。

判断基準の意味



弁護士
山越 悟

Yamakoshi Satoru

ここ数年、強盗否認事件、麻薬特例法違反事件と続き、破産管財事件でも退職金規定の不利益変更が問題になって気が抜けない日々が続きましたが、昨年、労災保険請求事件で不支給処分を取消すという判決を得、ホッと一息つきました。

経過は、労基署が労災ではないとして不支給処分を行い、審査請求をしたところ審査官が不支給処分を支持し、再審査請求をしたところ労働保険審査会が労災だと判断して不支給処分を取消したということです。

事案は、他人の故意に基づく暴行による災害でしたが、この場合でも、業務に従事している場合(又は通勤途中の場合)には、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるもの、その他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定され、労災になります(厚労省通達。判例はほぼ同旨)。

事案は、業務に従事していた場合でしたから、業務起因性が推定されますが、労基署は、おそらく私的怨恨による喧嘩であるとして業務起因性を否定し、審査官は自招行為であると判断して業務起因性を否定し、これに対して審査会は、相手方の一方的暴行であって自招行為ではないと判断しました。

実際の事案は、業務の要因(危険性)、相手方の要因(私怨性)、被害者の要因(自招性)がそれぞれの程度で併存していることが多く、私的怨恨、自招行為をゼロか100で割り切れないのです。そのため判断者は当てはめに苦勞し、事実認定が極端に割れます。大事なことは、自招行為等は例示であって「明らかに業務に内在する危険の発現とは言えない場合」でなければ、私怨性や自招性があったとしても業務起因性が認められることだと思います。それでも「明かに」の意味・程度が問題で、判断者の「明かに観」や「価値観」によって判断が割れるのです。

ロイヤー(Lawyer)からカウンセラー(Counselor)としての弁護士へ



弁護士
池永 知樹

Ikenaga Tomoki

旧年中も多くの個人・事業者の依頼者の皆様との対話を重ねながら、法的サポートをさせていただきました。

人びとや事業者の皆様が抱える多種多様なトラブルに対して、弁護士がどのように伴走支援していけるかは、弁護士としての永遠の課題であり、ゴールなき日々の修練の積み重ねによって熟達していくほかありません。新たな法的知識の習得が必要なことはもちろんのことではありますが、そのみでは伴走支援は寛束ないのであり、様々な社会経験、異文化との交流、歴史・文学・哲学・経済等の様々な分野における知見を弁護士が自ら血肉化していくことを通じての、重層的な下支えが不可欠であるとの思いを年々強めています。

「弁護士」の英訳として、様々な英単語があります。典型的にはロイヤー(Lawyer)ですが、カウンセラー(Counselor)にも「弁護士」の訳が割り当てられています。英米圏では、弁護士をごく普通にカウンセラーと呼んでいます。弁護士業の修練の中で、依頼者の皆様の法的関心だけを取り扱うのではなく、非法的関心をも取扱い、依頼者の心の反応をも反映したカウンセラーとしての弁護士でなければならないという思いを年々強めております。そのことによって、依頼者の皆様により良い人生をお届けすることが可能になるからであり、弁護士としても、職業人としての喜びを感じられるからです。

本年も日々の修練を重ねていく中で、カウンセラー(Counselor)としての弁護士サービスを心がけていく所存です。

育児休業法改正



弁護士
川崎 慎一

Kawasaki Shinichi

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正法が2025年4月1日から段階的に施行されます。主な改正点は次の3点です。

一つ目は、時間外労働の免除の範囲が拡大されます。これまでは、3才未満の子を養育する労働者は、所定労働時間を超えた労働(時間外労働)が免除されていましたが、小学校就学前の子を養育する労働者に拡大されます(4月1日から)。

二つ目は、子の看護等の休暇の範囲が拡大されます。これまでは、小学校就学の始期に達するまでの子が対象で、休暇の取得事由も病気やけが、予防接種、健康診断に限られていましたが、小学校3年生終了までに延長されるとともに、取得事由も感染症にともなう学級閉鎖などの場合や入園式、卒園式、入学式が追加されます。また、これまでは引き続き雇用された期間が6ヶ月未満の労働者は対象外とされていましたが、これが撤廃されました(4月1日から)。

三つ目は、3才以上小学校就学前の子を養育する労働者が柔軟な働き方ができるような措置をとることが義務づけられます。具体的には、①始業時刻等の変更、②テレワーク(月10日程度)、③短時間勤務、④新たな休暇の付与(年10日程度)、⑤その他の措置(保育施設の設置等)のうち2つ以上を実施することが求められます(10月1日から)。

『食べて生きる』



弁護士
田中 浩介

Tanaka Kosuke

仕事での書面作成は、満腹の時より、そうでない時の方がはかどります。もっとはかどるのは空腹の時であり、空腹は能率を上げる味方だと思います。しかし、人間(生き物)の体は、昨日(今日?)までに食べた物でできていると言われるように、食べることはとても大切です。いつもお菓子を食べているのではないと言われるかもしれませんが(脳力を高めるためです…)、食には気を遣っているほうだと思います。玄米なども好きですし、薄味もいやではありません。ネットなどに出て来る、これ食べろ・あれくうな、というようなものも気にはなりません。が、余りこだわり過ぎず、長期的に多少なりとも効果があればよいと思っています。さて、食物の供給があって初めて食べることができるのですが、日本は食物自給率が低い状態が長らく続いています。効果的な対策が講じられるべきですが、自給率が低い(輸入が多い)ままということであれば、食物が常に適切に供給されるために、平和国家であり続けることが非常に重要なのだと思います。

弁護士としての仕事の話に戻ってまとめますと、一方では、ハングリー精神は忘れることなく、他方では、よい食事(と、まだまだ勉強と、適度な運動→川沿いを歩くなど)で知力体力を整えて、継続的に安定して仕事ができるようにしなければならないのだと思います。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

にわかバスケットファンのつぶやき



弁護士
斎藤 耕平

Saito Kohei

私が考える昨年の越谷最大のニュースは、やはり越谷アルファーズのB1リーグ昇格ではないでしょうか(横暴ですね)。もともと実業団から始まったチームが徐々に実力と人気を獲得し、昨年プレイオフでそれまで無双を誇っていた千葉のチームから圧倒的な下馬評を覆して勝利昇格を決めた一連の出来事は、映画化してしかるべき感動を与えてくれました(むしろしてほしい)。ネギやせんべいを模した応援グッズをまじめに企画して売り出すチームカラーや、それを素直に受け止めて一生懸命応援するブースター(ファン)の雰囲気も魅力です。

とはいえ、私がアルファーズの試合を気にするようになったのはここ2、3年ですので、いわゆる「にわか」の部類です。なので、改めてプロバスケットボールの試合を見ると、大柄な選手の迫力あるプレイを想像以上に近い距離で観戦できること、3Pシュートを多用する戦略が主流になっていること、選手の移籍が頻繁かつ大胆に起こること、とにかく驚かされます。私が知らなかっただけなのですが、自分の世界が広がるような感じがして、とても新鮮です。

アリーナ新設問題をはじめいろいろと課題が多そうですが、アルファーズにはなんとか越谷にとどまってもらって、私たちを楽しませてほしい。まだまだ動員数が足りないようですので、みんなで観戦に行きましょう(いちばん安い席でも相当近い距離で観られますのでお勧めですよ)!

「1年前の約束」



弁護士
小木 出
Ogi Izuru

2023年9月、関東弁護士会連合会シンポジウム・定期弁護士大会が埼玉県浦和で開催され、その際に、私が群馬県前橋での司法修習のときお世話になった、関夕三郎弁護士に久しぶりにお会いしました。その会話の中で、2024年11月に、群馬県高崎市で日本弁護士連合会等の第96回民事介入暴力対策群馬大会（以下、「民暴大会」とします。）が開催されること、関先生が2024年度の群馬弁護士会会長に就任予定であり、民暴大会を取り仕切る立場であることを知り、民暴大会に参加することを約束しました。

私が司法修習生だったのは2008年であり、約16年前になりますが、関先生をはじめとする群馬弁護士会の諸先生方にはとてもお世話になったことを鮮明に覚えています。奇しくも今年、私は、司法修習生の指導担当弁護士を引き受けています。指導担当弁護士として、司法修習生に十分な指導ができていくかはわかりませんが、自分自身が司法修習生のときにお世話になったことへの恩返しの気持ちもあって、指導をしています。

弁護士業務に携わって10年を超えるようになると、業務自体がマンネリ化しがちですが、この機会に、司法修習生だった頃のフレッシュな気持ちを思いだし、初心に戻りたいと思います。

11月に群馬県高崎で開催される日弁連の民暴大会で、関先生に会えることを心より楽しみにしています（本原稿執筆時は、2024年10月）。

初めての指導担当



弁護士
根本 明子
Nemoto Akiko

昨年（2024年）は、弁護士生活14年目にして、初めて、司法修習生（司法試験合格後の研修生）の指導担当になりました。当事務所は、ほぼ毎年司法修習生を受け入れています。自分自身が指導担当になるのは初めてでした。

私が指導したのは20代の女性修習生で、思い起こせば、私が修習生だったときの指導担当も女性弁護士でした。私が修習生だったときには、指導担当の先生に大変よくしていただいたので、自分も同じようにしたいと意気込んだものの、具体的にはどう指導したらよいのだろうか？と戸惑いを感じたりもしました。しかし、実際に来てくれた修習生は、明るく、聡明で、頼んだ起案もすぐに仕上げてくれて、将来が楽しみな優秀な方でした。修習生が来てくれるのは、事務所に爽やか風が吹き抜けるようで、こちらも爽快な気持ちになります。

話は全く変わりましたが、昨年のお便りには、「ヨガ教室に通い始めました。」と書きました。通い始めて約3か月、なんと、はりきり過ぎて膝を痛め、やむなく退会となりました。今は、自宅で、動画を見ながらのんびりヨガをしてみたり、ストレッチをしてみたりしています。何かを始めるときは、はやる気持ちを抑えるのも大切ですね。

今年も、新しいことにチャレンジしつつ、やりすぎには気を付けようと思います。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

1年間の受任傾向を振り返って



弁護士
古谷 直樹
Furuya Naoki

去年も様々な分野の案件を受任し担当させていただき、借地借家関係の案件や建築関係の案件などにも多数関わる機会をいただきました。また、私の中で、特に受任件数が増加したのが離婚等の案件です。事務所全体として離婚事件が増えているわけではありませんが、離婚について夫側、妻側双方から多くのご相談、ご依頼をいただき、離婚、財産分与、慰謝料請求、面会交流などについて家事調停、訴訟に携わる機会がかなり増えました。

離婚事件に携わるようになり、法律以外についても幅広く知識を身につける必要があるのだと日々実感しております。今まで、保育園制度、児童手当制度、児童扶養手当制度、高校授業料の実質無償化など、育児に関わる諸制度について、当事者目線での理解ができておらず、子育て世代であれば当然知っていることについて知らないことが多かったのだと再認識しました。当然、得た知識はその受任案件のみならず、他の案件にも生かせるようアップデートさせていきたいと思っています。

今年の受任傾向がどのようになるかまだ分かりませんが、今まで扱っていなかった案件にも積極的に取り組み、貪欲に知識を蓄え、受任案件に活かせるよう精進してまいります。

Topics 春日部市学童保育住民訴訟について

埼玉県春日部市では、2019年度から放課後児童クラブ（学童保育）の運営がT社に指定管理者の手法により委託されましたが、T社は協定で定められた常勤支援員を確保せず、短時間勤務の支援員で代替している状況が続いていました。

学童保育の質確保が困難となっている状況を危惧した父母会をはじめとする市民有志は、春日部市のT社に対する指導監督の怠慢を是正させるため、春日部市に対し、不足する常勤支援員の人員費に相当する金員をT社が春日部市に返還するよう求める住民訴訟を、令和3年6月に提起しました。弊所の佐々木弁護士をはじめ、県内各所の弁護士が集結し弁護団を結成して訴訟活動を行いました。

本件訴訟の目的は、訴訟を通じて短時間支援員による「継ぎ接ぎ保育」を改めさせ、春日部市の学童保育の質を維持・向上させることにあります。弁護団としては、本件訴訟を通じて、学童保育のあるべき姿を訴え、その理想に現実を少しでも近づけるべく力を尽くしてまいりました。

そして、昨年（令和6年）5月にさいたま地方裁判所にて、判決が言い渡されました。結果は、訴訟提起した住民側の敗訴（請求棄却）でした。

弁護団は、主として、①春日部市とT社の契約は、週38時間45分勤務する支援員を確保する約束であったこと、②T社が週38時間45分以上勤務の常勤支援員を必要数確保できなければ、債務不履行となることなどを主張しました。

判決において裁判所は、常勤支援員とは「週

38時間45分以上の勤務をする支援員を意味するものと解するのが相当である」「募集要項の明示的な記載に基づく債務を負担するというべきである」と判示しました。つまり、①の争点は弁護団の主張が認められました。

しかしながら、②の争点についてはT社の債務不履行を認定せず、春日部市の対応の違法性・不当性を認めませんでした。弁護団としては不当判決であると考えており、判決の原因には、第1に数々の事実誤認、第2に法律論の誤り、第3に学童事業の質・位置づけに関する誤認、第4に全国的に市町村事業の営利企業外注化が拡がっていることにより発生している弊害への無理解、時代背景への深慮の欠落があると考えています。

この判決のままでは全国の他の学童事業をはじめ、民間委託、指定管理等で外注化された福祉施設等における行政の事業実施者責任が曖昧にされ、受託者の思惑で業務仕様も設置の目的の変更も自在にされてしまいます。

そこで、弁護団は、原告である市民の方々とともに、春日部市の学童保育事業を後退させないために、また、指定管理者制度全般における契約内容の厳格化及び責任ある実行監視の重要性をお知らせするために、令和6年5月31日に東京高裁に控訴の手続きを行いました。

本原稿執筆時点（令和6年11月1日）では、控訴審第1回期日前ですので、次回はより良いご報告ができればと思います。

弁護士 古谷 直樹



特集1 「生業訴訟」 まだまだがんばっています

「生業訴訟」という裁判をご存じですか。正しくは、「生業を返せ、地域を返せ！福島原発訴訟」といいます。福島第一原発事故被害者の方々を原告とし、事故を起こした国と東京電力（東電）の法的責任を追及することを目的とする裁判です。私も力不足ながらその弁護団に所属しています。最高裁判決が出ているのにまだ裁判が続いているのか、とお思いの方もいらっしゃるかも知れませんが、実はまだまだ終わっていません。

生業訴訟に初めて触れる方のために簡単に説明すると、「生業訴訟」と他の原発訴訟との大きな違いは、東電だけでなく国も被告とし、事故前の福島への原状回復や、原発の廃炉、住民の健康対策への充実をも達成目的としている点です。避難者・事故後滞在者といった立場の違いや、強制避難区域、避難区域外、あるいは県外といった居住地域の違いから生じる被害者の分断を乗り越えることを主眼に置いており、2013年の第一次提訴以降、原告数は5800人を超えました。原告の方々の多種多様で深刻な被害実態を、包括的生活利益としての人格権侵害と構成して種々の主張を展開しています。

2013年3月に提訴した第一陣訴訟は、2017年10月の福島地裁判決で国と東電に勝訴、2020年9月の仙台高裁判決でも国と東電に勝訴しましたが、冒頭で触れたとおり2022年6月に最高裁判決が出され、そこでは国の責任が否定されました。理由をととても簡潔にいうと、「従前の想定を超える大地震・大津波が発生してしまったのだから、事故の発生は防げなかった」とするものです（ただし、東電は法律上無過失責任のためその責任を肯定）。つまり、事故前の国や東電の運用を検証することなく所与のものとして受け入れた上で、その運用から想定される対策では事故発生の結果は回避できなかったらうというのが最高裁の理屈です。国の責任を否定する方向で仮定に仮定を重ねる不当なものと言わざるを得ないのですが、それまで全国の原発訴訟の影響により消極的だった国の原子力政策が、この最高裁判決以降、一転して積極方向に速やかに転換される事態になりました。

でも、生業訴訟はまだ終わっていません。2016年12月に提訴したいわゆる「第二陣訴訟」が現在も福島地裁に係属しています。そして、これが不当な最高裁判決を覆すためのたたかいになりました。最高裁判決が出た後にもかかわらず、680名を超える方が原告に加わっています。昨年5月には現地進行協議を実施し、裁判官に福島の現状を直接把握してもらう手続が行われました。現在原告本人尋問の期日が続いており、2025年中には第一審が結審する見通しです。

実は、2022年の最高裁判決には反対意見がつけられています。その反対意見は、「想定外という言葉によって、全ての想定がなかったことになるものではない。」「保安院及び東京電力が法令に従って真摯な検討を行っていたら、適切な対応をとることができ、それによって本件事故を回避できた可能性が高い。本件地震や本件津波の規模等にとらわれて、問題を見失ってはならない」と述べています。まさに、最高裁判決の問題点の本質を突くものです。私たちは、まだあきらめていません。どうか裁判の進捗に関心をお持ちいただき、ご支援をいただけると幸いです。

弁護士 斉藤 耕平



特集2 「真の自由を勝ち取るために」～袴田事件無罪判決

2024年9月26日、静岡地方裁判所は、いわゆる袴田事件について無罪判決を言渡しました。袴田事件とは、1966年6月30日、静岡県清水市（当時）のみそ製造会社専務宅で、被害者一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件です。同社従業員の袴田巖さんが同年8月18日に逮捕され、1968年9月に静岡地方裁判所で死刑判決が言い渡されました。1980年11月には、死刑判決が最高裁判所で確定しました。

1981年4月には袴田さんが再審請求を申し立てましたが（第一次再審請求）、2008年3月再審請求棄却が確定しました。2008年4月には、姉のひで子さんが、再審請求を申し立て（第二次再審請求）、2014年3月27日、静岡地方裁判所が再審開始・死刑及び拘置の執行停止を決定し、袴田さんは、身柄拘束を解かれました。その約9年後の2023年3月20日、再審開始決定が確定し、再審公判を経て、無罪判決となりました。

私は、埼玉弁護士会の死刑廃止実現本部のメンバーとして、一昨年、袴田さんのご自宅を訪問し、巖さんや姉のひで子さんとお会いし、インタビューを行いました。昨年には、関東弁護士会連合会のシンポジウムの中の企画として、私は、姉のひで子さんの単独インタビューを行い、シンポジウムではそのインタビューの一部が放映されました。

姉のひで子さんは、とてもバイタリティー溢れる方で、お会いするとそのエネルギーに圧倒されます。2014年3月に袴田さんの身柄拘束が解かれてからひで子さんがよくおしゃやっていたのが、「巖に真の自由を」という言葉でした。身柄拘束は解かれたものの、無罪判決が確定するまでは「真の自由」とは言えないのです。

ひで子さんにインタビューを行った中で、一番印象的だったのは、「巖は、（1980年に）死刑判決が確定してから、様子がおかしくなった」という言葉です。死刑判決が確定し、日々死刑執行の恐怖におびえながら生活することでどれほどの精神的な苦痛を負うかについては、想像に難くありません。現在も袴田さんの拘禁反応は続いています。

死刑は国家による生命権侵害という究極の人権侵害であり、かような残虐な刑罰である死刑は速やかに廃止すべきです。また、袴田事件において、再審開始が確定するまでに9年の時間を要したのは、再審手続において検察官の上訴が認められていることが原因であり、再審法の改正についてもその必要性がクローズアップされています。今こそ、死刑廃止と再審法改正が実現することを祈念致します。

10月8日、袴田事件の再審無罪が確定しました。袴田さんが、「真の自由」を勝ち取り、当たり前の日常を取り戻したことに、この場を借りて、心より祝福申し上げます。

弁護士 小木 出

